

講 評

公募の結果2グループから応募があったが、うち1者より辞退の申出があったため、委員会では残る応募者の提案について審査を行った。

審査を行った応募者の提案は、宿泊事業・飲食事業を実施するものであり、周辺エリア一帯の魅力増進が期待できるとの意見があったものの、宿泊事業における客単価や稼働率の設定等について、妥当性が判断できず、着実かつ安定的な事業の実現性が担保されているとは判断できなかった。

これらを踏まえ、選定委員会は、該当者なしとすることを決定した。

令和5年3月15日

須磨一ノ谷プラザ（須磨浦公園東エリア）にぎわい拠点施設
設置・運営事業者選定委員会
委員長 山本 聡